

平成29年度 あおばふれあい助成金助成区分一覧

◆助成区分A～C

(円)

助成区分		主な対象事業	助成条件	助成上限額	備考	
継続的奨励事業	A	市民参加による地域福祉推進事業 何らかの支援が必要な人々に対する地域福祉推進事業 ●会食会（食事を含む）●配食●サロン・茶話会●デイサービス（ミニデイサービス含む）●家事援助（買い物支援含む）●送迎・外出支援●相談事業（悩み相談・権利擁護・育児）●傾聴ボランティア●親子の居場所づくり（フリースペース、サロン活動等含む）●体操、リトミック等の学習事業●保育・預かり事業●異世代交流サロン●介護者支援事業（介護者集い、家族会等）●在住外国人に関する支援●広報紙発行●住環境改善支援●その他（具体的な事業内容を記入）	① 実施回数が年36回以上、かつサービス利用者数の月平均が20人以上（又は要介護者及び要援護者が10名以上）	200,000	施設ボランティア活動（社会福祉施設、地域活動ホーム、作業所、グループホーム等の利用者のみを対象とする活動）を除く。	
			② 実施回数が年24回以上、かつサービス利用者数の月平均が10人以上	100,000		
			③ 実施回数が年10回以上、かつサービス利用者数の月平均が5人以上	70,000		
			④ 【新規事業応援助成】 既存の活動団体が、新たな事業展開を図る場合	400,000		上記に加え、今後継続して活動できるものに限る。
			⑤ 利用者数、回数等の条件なし	70,000		学習・交流・啓発を目的としたサークル活動を除く。
	B	障がい当事者活動 障がい児者及びその家族が行う障がい児者の自立支援並びに社会参加のための事業 ●訓練会●リハビリ●余暇活動（スポーツ活動含む） ●就労支援●相談事業●その他（具体的な事業内容を記入）	① 実施回数が年36回以上、かつ1回あたりの当事者参加が10人以上	200,000	親や家族のみの活動は「障害当事者活動」には含まない。	
			② 実施回数が年24回以上、かつ1回あたりの当事者参加が7名以上	100,000		
			③ 実施回数が年10回以上、かつ1回あたりの当事者参加が5人以上	70,000		
		障がい当事者やその家族などによる外出活動 ●日帰り事業●宿泊事業	④ 当事者の参加が5人以上	70,000	市内・外は問わず。	
	C	福祉のまちづくり活動 「誰もが安心して暮らしていけるまちづくり」を市民参画型で行う事業 上記A・Bの①、②の助成条件に満たない事業 ●相談支援事業●交流事業（プレイパーク活動、世代間交流、当事者会、家族会等これらの支援活動も含む）●余暇活動支援事業●啓発・研修事業●福祉施設ボランティア活動●手話サークル●布おもちゃ・絵本の製作・普及●教える活動（パソコン・日本語等）●その他（具体的に事業内容を記入）	① 障がい当事者の家族会等で、1回あたりの参加が5名以上	60,000	親の会や家族の会などの支援活動（作業所等運営団体を含む）。	
② 1回あたりの参加者が5人以上【主催型事業】 ※自らが企画・立案、場所の確保などを行い、広く地域の参加を呼び掛けて行う事業			50,000	福祉、保健、医療、国際交流、人権擁護、まちづくり、災害救護、青少年の健全育成などを市民参加型で行う事業。チャリティーイベントなどの収益事業は除外。福祉バスとの重複利用は不可。		
③ 1回あたりの参加者が5人以上【参加・協力型事業】 ※他団体・施設等が行う事業活動（デイサービスでのイベント・活動披露など）への参加・協力など			30,000			
新規事業	新規立上げ事業 新規立上げ事業 ●家事・生活支援事業（①住民同士の助けあい活動、②傾聴活動）●集いの場、配食事業（①サロン・ミニデイサービス・茶話会・認知症カフェ②会食会・こども食堂・地域食堂③若者支援（フリースペース・居場所づくり・学習支援）④子育て支援事業⑤その他高齢者等の「集いの場」として認められる事業⑥障害児者活動、障害児者支援活動の「集いの場」として認められる事業●送迎事業	I 家事・生活支援事業において月平均訪問回数3回以上	40,000	介護保険事業や施設支援の傾聴を除く		
		II 集いの場、配食事業において1回あたりの利用者数5人以上		開催する場所が専有できる場所であること		
		III 送迎事業において月10回以上（片道×乗車利用者数）		道路運送法第79条に基づく登録を受けていること、または無償でサービスを提供していなければならない。		